

令和3年1月8日

会員各位

YOUTH 町田
支配人 三村 徹

緊急事態宣言に伴う当クラブの対応について

日頃より、当クラブをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、令和3年1月7日(木)政府より1都3県(東京、神奈川、千葉、埼玉)の緊急事態宣言及び営業時間短縮要請が発令されました。

スポーツクラブに対して休業や時短営業といった具体的な要請はなされておきませんが、運動施設に対する協力の働きかけを行うという内容がございました。

これを受け、当クラブの対応について営業中における感染防止策(三密防止策)の実施徹底と、より一層安心してご利用いただくために新たな三密防止追加策を実施し、通常営業とさせていただきます。

何卒ご理解ご協力の程、お願い申し上げます。当クラブは今後も、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めるとともに、会員皆様が安心してスポーツや運動を継続していただけるよう取り組んでまいります。

今後、行政機関等の指示により対応が変更する場合がございます。

随時クラブホームページや施設内掲示でご確認いただきますよう

お願い致します。

以上